平成２１年（フ）第３２１号
山口県下関市綾羅木本町４丁目１番14号１Ｆ、前住所山口県下関市梶栗町１丁目６番31号
債務者　中村明日香
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１５３号
愛媛県宇和島市築地町１丁目２番17号
債務者　山本キミヨ
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１５４号
愛媛県宇和島市築地町１丁目２番17号
債務者　山本　茂一
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１１９５号
北九州市小倉北区熊本３丁目６番７号　植田荘102
債務者　愛宕　和治
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２１７号
北九州市八幡西区竹末２丁目５番１号
債務者　髙田　政孝
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２４１号
北九州市小倉南区長尾４丁目19番７号
債務者　嘉陽　　修
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２４８号
北九州市八幡東区宮田町14番27号
債務者　黒岩　由美（旧姓香月）
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２５０号
北九州市小倉北区京町４丁目４番22―504号　シティハイツＶＩＰ
債務者　前田　冷子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０７号
福岡県田川郡香春町大字中津原2007番地
債務者　上田　敏子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第２６０号
佐賀県佐賀市大和町大字川上5472番地
債務者　一ノ瀬信義
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８１号
佐賀県佐賀市唐人１丁目５番34号
債務者　横田　道範
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９０号
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬2187番地１
債務者　永渕　恵子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２４号
佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木1230番地45
債務者　吉田　忠男
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３１号
佐賀県佐賀市新中町10番３号
債務者　角　　裕美
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３３号
佐賀県佐賀市富士町大字松瀬2618番地77
債務者　水田　正子
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３４号
佐賀県佐賀市多布施４丁目17番131号
債務者　江口　隆満
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４０号
佐賀県佐賀市高木瀬東３丁目６番７号
債務者　中村　友子（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４７号
佐賀県神埼市千代田町境原2011番地１
債務者　伊東　義久
1　決定年月日時　平成21年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係